高松市部活動ガイドライン

高松市教育委員会

令和元年　12月

目　　次

はじめに　……1

1　学校教育の一環としての部活動　……2

（１）部活動の意義

（２）学習指導要領上の位置付け

2　適切な部活動の運営　……3・4

（１）生徒の個性の尊重と柔軟な運営

（２）生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

3　部活動を支える環境の整備　……4～6

（１）部活動の方針等の策定

（２）指導・運営に係る体制の構築

（３）部活動指導員・外部指導者の活用

（４）保護者との連携

（５）地域との連携

（６）部活動の再編等

（７）学校単位で参加する大会等の見直し

4　発達の段階に応じた望ましい指導の在り方　……7～9

（１）適切な休養日等の設定

（２）指導上の留意点

5　安全管理・事故防止　……9・10

（１）考え方と留意点

（２）事故発生時の対応

はじめに

運動・文化部活動は、学校教育の一環として行われており、スポーツや文化、科学等に関心をもつ生徒によって組織され、より高い水準の技能や記録等に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わったり、学級や学年を離れて仲間や教員等と密接に触れ合ったりすることにより、自主性、自発性、協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、豊かな学校生活を経験することができる教育的に価値ある活動です。

しかし、成長期にある生徒が、過度な練習によりスポーツ障害等を発症することや、休養日もほとんどなく長時間にわたる活動により、バランスのとれた生活や健全な成長に支障をきたすような部活動の在り方については、見直しを図っていく必要があります。

また、学校現場では、教員自身が競技等の経験のない部活動の顧問になったり、時期によっては、毎週のように休日の大会や対外試合等で生徒の引率を行ったりするなど、部活動の指導が教員の負担になっている現状があり、指導体制の充実と教員の負担軽減を図ることが求められています。

このような状況の中、国においては「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）が相次いで策定されました。県教育委員会では、これらのガイドラインに則り、「香川県部活動ガイドライン」を策定しました。

このたび策定する「高松市部活動ガイドライン」は、「香川県部活動ガイドライン【中学校版】」を参考とし、市立中学校における運動・文化部活動の在り方を示すものであり、本ガイドラインに則り、校長が「学校の部活動に係る活動方針」を策定するためのものです。

なお、高松第一高等学校における運動・文化部活動の在り方については、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、「香川県部活動ガイドライン【高等学校版】」を原則として適用することとします。

各学校においては、生徒の心身のバランスのとれた健全な成長と、明るい学校生活を保障するとともに、教員の負担が過度にならないことにも十分配慮しながら、持続可能な部活動の指導・運営に係る体制の構築に向け、活動方針の策定をお願いします。

1　学校教育の一環としての部活動

（1）部活動の意義

○　生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。

○　スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

○　学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。

○　関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行う。

（2）学習指導要領上の位置付け

部活動は、学習指導要領上では、「第１章　総則」に下記のとおり位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年告示）

第１章　総則

第５　学校運営上の留意事項

１　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2　適切な部活動の運営

（1）生徒の個性の尊重と柔軟な運営

○　部活動は、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することに一つの本質を有しており、指導者は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう努めていくことが求められる。

○　部活動の運営において、各部活動における指導の責任者（以下「部顧問」という。）等は生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ、可能な限り生徒に任せていくことで、「生きる力」の育成に努める。

①　入部の在り方について

- 参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にするとともに、部活動への入部をしやすくするための工夫を図る。

②　運営上の配慮点について

- 生徒が主体的に活動したり、創意・工夫したりできるようにする。
- 喜びや悲しみなどを素直に表現できるようにし、それに適切に対応する。
- 互いの欲求や意図を理解しようとする姿勢を尊重する。

③　運営の組織について

- 顧問会、キャプテン会（部長会）等を組織し、有効に機能するよう配慮する。

（2）生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

○　部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況について留意しなくてはならない。

○　より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていくことが必要である。

○　生徒や保護者が活動に見通しをもつことができ、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成する。

○　活動計画作成上の配慮点について

- 個々の生徒が今以上の技能や記録等の目標に挑戦できるよう計画する。
- 生徒のバランスのとれた生活や成長に支障をきたすことのないよう計画する。
- 効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定するよう計画する。
- 指導者はもちろん、生徒や保護者も活動に見通しをもち、家庭生活や学習等との両立を支援するために年間及び毎月の活動計画等を作成する。

3　部活動を支える環境の整備

（1）部活動の方針等の策定

○　市教育委員会は本ガイドラインを市立学校に係る部活動の方針とする。

○　校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

○　部顧問は、年間及び毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。

（2）指導・運営に係る体制の構築

○　校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。その際には、安全かつ効果的な活動を確保するために複数の指導者により多面的な指導ができる体制を構築することが望ましい。

- 市教育委員会は、各学校の校務分担の実態等を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。また、部活動指導員等は、市教育委員会若しくは県教育委員会又は中学校が主催する、指導員等を対象とした研修をいずれも受講しなければならない。
- 市教育委員会は、部顧問の指導の質の向上を図るための研修等の取組を実施する。

（3）部活動指導員・外部指導者の活用

○　生徒や保護者のニーズに応えるために、部活動指導員や外部指導者を活用することは、生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上につながる。また、専門的な知識や技能を十分にもたない中で部顧問を務める教員の負担軽減にもなる。

○　部活動指導員・外部指導者の活用上の留意点

- 部活動指導員や外部指導者を活用する際には、部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し合う機会を設け、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるようにする。
- 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員・外部指導者も教員と同様の対応が求められる。

（4）保護者との連携

○　部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠である。部活動に対する保護者の考え方は様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは大切なことである。

○　保護者との連携を深めるために

- 年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画を配付する。
- 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行う。
- 部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮する。さらに、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその使途を周知するとともに、実施後は決算報告を行う。

（5）地域との連携

○　生徒のスポーツや文化、科学等の活動を充実させるためには、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図ることが大切である。

○　地域との連携を深めるために

- 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、部活動における様々な地域人材の活用を図るとともに、公益財団法人高松市スポーツ協会等の地域団体や芸術文化関係団体等との連携、民間事業者の活用により、学校と地域が協働・融合した形での活動環境の整備に努める。

（6）部活動の再編等

○　部活動は、長期的な視野に立って計画的に行うことが大切である。人数が揃わず、活動ができにくい部活動を有する学校は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。部活動の休部・廃部、創部について検討する必要がある場合は、状況を的確に把握し、計画的に進める必要がある。

①　部活動の休部・廃部を検討する場合

- 現在部に所属する生徒やその保護者等に対して議論の経過や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- 少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整えたり、合同チームや合同練習などの運営を工夫したりするなど、生徒の活動の保障に努める。

②　部活動の創部を検討する場合

- 新たに部活動を創部する場合は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、活動場所の確保、継続的な運営等について十分検討する。

（7）学校単位で参加する大会等の見直し

○　校長は、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

- 市教育委員会は、地区中学校長会や地区中学校体育連盟等、関係団体と連携して、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、それらに参加することが、生徒や部顧問の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

4　発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

（1）適切な休養日等の設定

○　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう設定された国・県のガイドラインにおける基準に準ずることとする。

○　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態及び各競技等の特性を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

①　休養日について

- 学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

②　活動時間について

- １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

③　休養期間（オフシーズン）について

- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 原則として、学校閉庁日（８月１３日～８月１５日及び１２月２９日～１月３日）は休養期間（オフシーズン）とする。

（2）指導上の留意点

○　部顧問は部活動の指導にあたり、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意して指導に当たる必要がある。

①　生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性の育成

部活動は、体力や技術を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する態度や公正さ・規律を重んじる態度を培うなど、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものである。したがって、指導においては、あいさつの励行、言葉づかいや返事、服装、部活動の準備や後片づけ、登下校の安全やマナー、時間厳守等、規律ある活動を通して、生徒に望ましい生活習慣と豊かな人間性を育む必要がある。

②　生徒の意欲や主体性の育成

指導者には、生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、雰囲気づくりや心理面での指導・工夫が望まれる。生徒の長所を見つけ、伸ばしていく肯定的な指導を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。

③　良好な人間関係の形成

部活動には、複数の学年が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色があり、学級経営とは異なる指導が求められることから、結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、互いに励まし、支え合える仲間づくりを重視した指導を心がける必要がある。そのためには、部顧問は、生徒のリーダー的な資質能力を育成するとともに、部顧問と生徒との信頼関係や上級生と下級生、生徒間における良好な人間関係の形成に努めなければならない。

④　効率的・効果的な練習方法の検討

部顧問は、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、研修会等に参加するなど、最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れ、効率的・効果的な練習方法等を検討・導入するよう、指導力の向上を図る必要がある。

⑤　状況把握と適切なフォロー

部顧問は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら、指導することが必要である。

また、部顧問は、厳しい言葉等を発した後には、生徒への適切なフォローをするなど、生徒一人ひとりの心の状態まで配慮した対話を心がけ、信頼関係を深めるよう努めなくてはならない。

なお、部顧問だけに指導を任せるのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で指導の状況把握に努め、必要な場合には校長が適切な指示を行ったり、部顧問の間で指導の内容や方法について意見交換や情報共有をする必要がある。

⑥　体罰等の根絶

体罰は、学校教育法で禁じられ、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されないものであり、校長及び部顧問は「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月　文部科学省）に則り、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

5　安全管理・事故防止

（1）考え方と留意点

○　部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮しなければならない。

日頃から校長のリーダーシップのもと、生徒も含め学校全体で事故防止に対する意識を高め、最大限の注意を払い、安全管理に努めることが大切である。

①　健康状態の把握

- 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせる。
- 適度な休養や栄養の補給に留意させる。
- 生徒の持病や健康診断（心電図検査等）の結果等を把握し、必要に応じて、医師の指示を仰ぐとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- 活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。

②　指導上の留意事項

- 学年や個人差を十分配慮した段階的・計画的な指導を行う。
- 部顧問が互いに連携し、生徒の行動に目を配り、安全に活動できているか、注意を払う。また、気象や暑さ指数等の情報に十分留意し、状況に合わせて活動の中止や、延期、見直しなど、躊躇なく柔軟に対応する。
- 自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば危険を回避できるのかを具体的な場面を用いて、明確に示し、ルールや規則を守る意義を理解させるとともに、危険に対する予知や判断能力を育成する。
- 活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理（熱中症事故防止を含む）を徹底する。特に、活動に不慣れな下級生の活動には十分留意する。
- 女子生徒の指導については、技能や記録の向上のみにとらわれることなく、無月経や貧血等、女性特有の体調の変化に留意し、部顧問だけでなく、養護教諭や学級担任等、関係教職員と連携してサポートする。

③　施設・設備・用具の安全点検と安全管理

- 施設・設備・用具の使用前、使用後及び定期的な点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。

（２）事故発生時の対応

○　学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やＡＥＤの使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておかなければならない。

○ 参考

・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年５月 文部科学省）
・中学校学習指導要領（平成29年３月 文部科学省）
・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年３月 スポーツ庁）
・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）
・香川県部活動ガイドライン（平成31年３月 香川県教育委員会）
・教職員の働き方改革プラン（平成30年３月 香川県教育委員会）
・高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン（平成30年４月 高松市教育委員会）